

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条関係）
難病患者の日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者（難病患者訓練用ベッドの給付を受けていない者に限る。）	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	50,000
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者（移乗又は移動もしくは立ち上がり困難な者に限る。）	介護者が難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000
	難病患者訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者（特殊寝台の給付を受けていない者であって、腕又は脚の訓練を医師が特に必要と認めたものに限る。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものであって、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有しないもの	8年	154,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000
	便器	常時介護を要する者	難病患者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	8年	10,000
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	特殊便器	上肢機能に障害のある者（学齢児以上の排便後の処理が困難な者に限る。）	足踏みペダルにて温水温風を出しえるもの。ただし、取替えに当り住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの（附属品としてバッテリーを含む。）	5年	157,500
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）測定センサー	動脈血中酸素飽和度測定器の使用が必要な者	難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	（月額）6,500
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000

注

- 1 動脈血中酸素飽和度測定器測定センサーは、申請1回につき6箇月分までの日常生活用具給付券を一括交付することができるものとする。
- 2 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。なお、当該住宅改修は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して市が必要と認める場合に給付するものとする。
 - ① 手すりの取付け
 - ② 床段差の解消
 - ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
 - ④ 引き戸等への扉の取替え
 - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
 - ⑥ その他、上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修